

添付法令資料 3 :

優良化粧品製造方式の認証に関する 2021 年 12 月 30 日付  
インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則 No.33 (目次)

同月 31 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 要件及び手続
  - 第 1 節 アカウント登録 (第 4 条及び第 5 条)
  - 第 2 節 開発図面の承認 (第 6 条ないし第 8 条)
  - 第 3 節 CPKB (優良化粧品製造方式) 認証申請書の提出 (第 9 条ないし第 11 条)
  - 第 4 節 CPKB 概要遵守認証申請書の提出 (第 12 条ないし第 14 条)
  - 第 5 節 剤形 (第 15 条)
  - 第 6 節 有効期間 (第 16 条)
  - 第 7 節 認証書の更新 (第 17 条及び第 18 条)
  - 第 8 節 開発図面の変更 (第 19 条)
  - 第 9 節 認証書の変更 (第 20 条)
  - 第 10 節 認証書の更新又は変更申請書の提出 (第 21 条及び第 22 条)
  - 第 11 節 化粧品製造施設の PKRT (家庭健康用品) との共同使用の承認 (第 23 条ないし第 28 条)
- 第 3 章 処分 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 4 章 経過規定 (第 31 条)
- 第 5 章 終則 (第 32 条)